

# 子供を対面授業に出席させるかどうかの判断方法

オハイオ州公衆衛生勧告レベル 2~4 の郡†

新型コロナウイルス（COVID-19）の症状がある子供は在宅させる:

以下のうち一つでも症状がある場合<sup>1</sup>:

- 発熱（100.4°F（38°C）以上）
- 咳の発症または悪化
- 味覚または嗅覚の低下
- 咽の痛み
- 鼻詰まり／鼻水の発症または悪化

または

以下のうち二つ以上の症状がある場合<sup>1</sup>:

- 頭痛
- 体の痛み
- 疲労の発症または悪化
- 吐き気、嘔吐、または下痢

<sup>1</sup> 別の診断に起因する症状は除きます。必ず検査に基づき臨床判断を行ってください。

新型コロナウイルス検査を受ける

以下の基準が満たされるまで子供を在宅させる:

陽性または臨床診断	地域の公衆衛生局による許可が出される
検査結果待ち	結果が判明するまで
陰性	24 時間以上にわたり発熱がなく、症状が改善される
未検査	症状の開始から 10 日間が経過し、24 時間以上にわたり発熱がなく、症状が改善される
別の診断	24 時間以上にわたり発熱がなく、症状が改善される

新型コロナウイルスに曝露された子供は在宅させる:

曝露の有無は、地域の公衆衛生局により判断されます。

濃厚接触者とは、臨床検査により新型コロナウイルスの確定診断または臨床診断を受けた人物と、6 フィート（2 m）以内で少なくとも 15 分間以上にわたり接触した人物であると定義されます。

子供に症状がある

子供に症状はない

以下の基準が満たされるまで子供を在宅させる:

- 新型コロナウイルス検査を受ける。
- 地域の公衆衛生局による許可が出される。
- 検疫および症状の監視<sup>2</sup>。

<sup>2</sup>地域の公衆衛生局は、集団、教室、またはチーム全体が曝露された場合にどの無症候性の子供に検査を行う必要があるかを決定する上で、学校や保育所を支援します。

†公衆衛生勧告のレベルが1の郡は地域の公衆衛生局の指針に従ってください。

下痢およびその他の感染症の除外適用については、オハイオ州行政規則 3701-3-13 (<http://codes.ohio.gov/oac/3701-3-13>) に従ってください。